

企業の責任と企業の利益獲得

—A. ズーハネクの研究に依拠して—

岡 本 丈 彦

要 旨

企業の利益獲得のためのトップマネジメントの職分は非常に大きなものである一方、企業の社会的影響力に鑑み企業の責任という問題もまた重要である。その際、この企業の利益獲得と企業の責任はどのような関係にあるだろうか。利益獲得のための企業の意思決定が企業の責任と合致するものであろうか。企業の責任と合致しない企業の行動の一部は、社会から企業不祥事として見なされ得る。本稿ではドイツの経済倫理・企業倫理のアプローチに手がかりをもとめ、企業の利益獲得と企業の責任について言及しているA. ズーハネク (Suchanek, Andreas) の研究に依拠して解明を試みる。この考察によって、企業の責任という概念と企業の利益獲得についての結びつきを明らかにする。

キーワード：企業の責任 (Unternehmensverantwortung)、利益獲得 (Gewinnerzielung)、経済倫理・企業倫理 (Wirtschafts- und Unternehmensethik)、ステークホルダーの責任 (Verantwortung der Stakeholder)、費用の外部化 (Externalisierung von Kosten)

I はじめに

今日、企業のトップマネジメントの職分は、企業の長期的な方向性を決定し、将来の展開を導くことである。その際には、新たな価値の創造が必要不可欠であり、とりわけ公開株式会社であれば株主への配当の原資たる利益獲得が必要である。そして、利益獲得のための戦略を策定し、それを方向づけ

ることもまた、企業のトップマネジメントの職分に含まれる¹⁾。その一方で、企業の社会に対して与える影響力が大きいことに起因して、企業の責任（あるいは、企業の社会的責任：corporate social responsibility）という概念も様々な議論されるようになってきている²⁾。

その際、企業において欠かすことのできない利益獲得と企業の責任は、どのような関係にあるだろうか。企業の行動が無責任なものであり、また無責任な方法で利益を獲得すること、そして獲得しようと試みることは多くの場合、企業不祥事³⁾として社会からの反発を招くことになる。誤った企業の行動、とりわけ社会に大きな影響を与えるような企業不祥事をどのようにして抑止するのかという問題は、これまでコーポレート・ガバナンスのアプローチがその対象領域の多くの部分をカバーしてきた。とりわけ、このアプローチにおいては、企業のトップマネジメントが行う管理を誰がどのようにして監視、監督するのかという点が強調されることになる⁴⁾。

しかしながら、コーポレート・ガバナンスのアプローチは、多くの方法が法律や規制などが主となる⁵⁾。法律の議論においては、その法律が事後的に法律の違反したものを罰するのであれば、それが効力を発揮するのかという問題が存在する⁶⁾。あるいは、「企業は法律のみを守ればいいのか」という問

1) 職務といった場合には、具体的な内容を伴うものであるが、職分という用語には必ずしも具体的な行為内容を限定していない。

2) 本稿においては、ズーハネクに倣い企業の責任 (Unternehmensverantwortung) という用語を用いることにする。そして、この企業の責任という概念には、企業の社会的責任の概念も包括されているものとする。

また、日本における CSR の議論については谷本 2004, 2013 を参照のこと。

3) どのような企業の行動が企業不祥事と呼ばれることになるのかについては、宮坂 2008, 2009 を参照のこと。

4) v. ヴェルダー (von Werder, Axel) は、コーポレート・ガバナンスを「企業のトップマネジメントの行う管理 (Leitung) とその監督 (Überwachung) についての法的事実上の秩序の枠組み」であると定義している (v. Werder 2008 S.1 2015 S.3)。

5) ドイツにおけるコーポレート・ガバナンスのアプローチについては、Gerum 2007, v. Werder 2000, 2008, 2015, を参照のこと。

また、ドイツのコーポレート・ガバナンスのアプローチにどのような特徴があるのかについて、海道 2013, 岡本 2015 を参照のこと。

6) また、現在のホットトピックと関連づけて説明すれば、「法律に禁止を謳えば現実が変わるわけではない」ということである。法律を機能させるためには、それに違反し

いがありうるだろうし、そして「企業が法律を守るとはどういうことなのか」という問いもまた沸き起こることになる。後者に関して言及すれば、法律違反を指摘され、あるいは公的機関（特に監督官庁など）から捜査されたとしても、不起訴になる、あるいは課徴金を課されなければ、(社会的に)問題ないのであろうか。何の影響も受けることがないのであろうか。

その答えは「否」であろう。不祥事を指摘された企業は、企業ブランドや製品ブランドに大きな傷を負うことになるし、その結果として企業の売り上げにも大きなマイナスの影響を受けることになる。また、社会的なマイナスのイメージは、企業の人的資源の確保にも影響を与え、優秀な人材の確保が困難になるであろうし、株式市場における株価の下落をも引き起こすであろう。どのような利益獲得の方法が企業の責任と合致しうるのか、という問いには、コーポレート・ガバナンスのアプローチのみで考察することは困難な領域である。その際に、大きな手掛かりとなるのが経済倫理・企業倫理のアプローチである⁷⁾。

本稿においては、ドイツの経済倫理・企業倫理のアプローチに手がかりをもとめ、企業の利益獲得と企業の責任について言及しているA. ズーハネク (Suchanek, Andreas) の研究⁸⁾ に依拠して、両者の関係について解明を試みる。この考察によって、経済倫理・企業倫理における企業の利益獲得と企業の責任の関係を明らかにすることを第一の目標とする。その上で、企業の責任という観点から考えた場合には、どのような企業の利益追求のあり方が必要であるのかについても検討することを第二の目標とする。

II 経済倫理・企業倫理

まず、ドイツの経済倫理・企業倫理のアプローチについて検討を行う。本

た際にどのような制裁を加えるのか、あるいはどのようなペナルティが実際に課されるのか、が担保されることが重要となるであろう。

- 7) ドイツの経済倫理・企業倫理の潮流については、岡本人志 2011 及び万仲 2009 を参照のこと。
- 8) 本稿においては、Suchanek 2015 に依拠して検討を進めていく。

稿においては、企業の利益追求と企業の責任の関係を明らかにする際に、ドイツの経済倫理・企業倫理のアプローチを援用するが、このアプローチを用いるのは以下の理由である。それは経済倫理と企業倫理を結びつけて議論することで、市場という環境で活動を行う企業の行動が倫理的であるのかを考察することができるためである。経済倫理を全く考慮しない企業倫理では、ともすれば企業の利益追求に企業不祥事や企業の無責任な行動の原因を求めることになりかねない。経済倫理と企業倫理が結びついたドイツの経済倫理・企業倫理のアプローチを用いることで、市場での競争を前提にした企業の問題を議論することが可能となる。

以上を踏まえ、ここでは企業倫理に対する批判、個人の倫理観の源泉、そして個人倫理とルールに関して検討を行う。

1. 企業倫理に対する批判

ズーハネクによれば規範倫理的な考え方には多くの疑問が投げかけられている (Suchanek 2015 S. 3f.)。ズーハネクは、倫理が役に立たないという批判や、倫理がありきたりであるといった批判が寄せられていることを指摘している (Suchanek 2015 S. 4ff.)。

倫理が役に立たないといった批判については、人々の経験をベースにしても蓋然性が否定できない側面がある。人々が倫理というものに接する際には、ある意味で宗教教育⁹⁾の側面をとまなうような倫理や道德の教育が該当するであろう。そのような場合、まさに「どのような場合においても嘘についてはいけない」であるとする I. カント (Kant, Immanuel) の定言命法のような考え方になる (Kant 1984)。このような考え方は、社会生活を営む上で非常に重要であるが、単なるお題目それ以上でもそれ以下でもない、といった批判が向けられる¹⁰⁾。ズーハネクはこの問題の対策として、一方で普遍的な道

9) 宗教教育には他の宗教の考えと対立するものもあれば共通するものもある。

10) また、ズーハネクはカントにおける迫害された人に迫る追手の事例についても言及を行っている。この事例をどのように解釈するのかは非常に難解である。

徳的価値や規範と、他方で具体的な状況条件を関係づける必要があると指摘している (Suchanek 2015 S.10)。これによって、企業倫理の理論は日常に役立つものとなり、普遍的ではあるがどうすればいいのかが曖昧な道徳的価値や規範のみを唱えるといった危機を脱することが可能となる。

2. 個人の倫理観の源泉

続いて、個人の倫理観の源泉について考察を行う。個人に倫理あるいは倫理観が不要であると主張することは社会の中で生きる中で難しいことは想像に難くないだろう。ズーハネクは倫理学における基本メッセージとして、「礼儀正しく、正直であれ!」、「責任感を持って行動せよ!」、「公益に仕えよ!」を挙げている (Suchanek 2015 S.3)。ズーハネクはこれらのメッセージはありふれたものだし、子供の時に聞いたはずのものだろうと述べており、もしそのようなメッセージを聞いていないならば、いずれにしても手遅れであろうと断じている (Suchanek 2015 S.3)。したがって、個人の倫理観の源泉は子供のころからの教育やある意味での躰に存在するといえる。

では、子供のころからの教育はどのような要因に依存するであろうか。例えばM. J. サンドル (Sandel, Michael J.) は、アイデンティティを形づくるコミュニティと伝統から生まれた道徳的要求¹¹⁾に言及している (Sandel 2009 p. 220) が¹²⁾、このような考えに基づけば、個人の倫理観は生まれ育ったコミュニティに依存することになる。そして、この考え方に基づけば個人の倫理観がコミュニティ毎に異なり、それぞれが対立する可能性をも意味することになる。

ところで、この問題を国家の法律と関係づけて考察した場合には、より複雑な問題が浮かび上がることになる。個人の倫理や倫理観が生まれ育ったコミュニティに依存するのであれば、例えば男女の雇用機会の均等を謳う法律を有する日本では、名目上は雇用の機会を性別において差別することは法的

11) この訳については翻訳書の285頁を参照のこと。

12) サンドルの主張の根拠については、Sandel 2009 p. 208 以降を参照のこと。

にも問題となる。しかしながら、ズーハネクは男性と女性を差別しないという期待は、既にヨーロッパ諸国では常に容易に実現されているが、例えばサウジアラビアのような中東の諸国においては、男女間での差別が法的に規定されていることを指摘している (Suchanek 2015 S. 264f.)。ズーハネクはとりわけ、この問題は企業における差別の禁止を含んだ内部行動規範を作成している多国籍企業において、些細でない問題に発展するであろう、と主張している (Suchanek 2015 S. 265)。

個人の倫理観が生まれ育ったコミュニティに依存し、また法律もグローバル化が進む現在でも各国で異なる現状を踏まえた場合には、個人の倫理観や各国ごとで異なる法律を盾にして相手の価値観や国ごとの法律が誤っていると主張するだけでは、問題の解決にほど遠いことが明らかになるが、グローバルに活動を展開する多国籍企業においては、内部に多様な従業員を抱えるだけではなく外部からも様々な批判を受けることになる¹³⁾。

3. 個人倫理とルール

最後に個人倫理とルールについて言及を行う。個人を倫理的に行動させるため、あるいは責任ある振る舞いをさせるためにはどのようにする必要があるか、という問いは倫理学においても重要な問いである。一つの方法としてルールや規則を整備することで、個人をそのような行動や振る舞いに誘導することが考えられる。しかしながら、ズーハネクは、個々人の責任をルールによって置き換えることはできない、と指摘している (Suchanek 2015, S. 14)。したがって、ルールや規則を整備すれば個々人が倫理的に行動する、あるいは責任ある振る舞いをすることができるというわけではない。

以上のことは、純粹にルールや規則が不要であることを意味するのではない。ズーハネクは個人の「後悔」が重要であると指摘している (Suchanek

13) このような批判の中には、内部の従業員に男女間での差別を行うべきではないという批判などが含まれることになるが、そのような習慣が当然であるとする国において、そのような習慣に反する制度を導入できるのか、あるいは受け入れられるのかについては疑問の余地が残る。

2015, S. 15f.)。ズーハネクによれば、人が無責任な行為を後悔するのは以下のような場合である。それは、結果として損失を被ったから、罰金を支払うから、あるいは刑務所送りにならざるを得ないからであり、また他者が自分を社会的に軽蔑し、レピュテーションが損なわれたから、あるいは自分の行為の無責任さを自ら認識し、良心の呵責に苛まれたからである (Suchanek 2015, S. 15)。このような状況を作り出すような、状況を作り出すことがルールや規則よりも重要であるとズーハネクは主張している (Suchanek 2015, S. 16)。そしてズーハネクはこのことは教育や教養を通して、社会的な尊敬や軽蔑の措置を通して、そしてとりわけ、信頼できるルールやコントロールの構築、そしてまたそれが必要だと思われる人への確実な制裁の構築などを通してもなされると述べている (Suchanek 2015, S. 16)¹⁴⁾。

以上で明らかにしたように、経済倫理・企業倫理のアプローチにおいては市場という環境で競争圧力にさらされる企業がどのような行動をとるべきなのが問題となる。そして個人の倫理観は子供のころからの教育等に依存するし、子供のころからの教育は生まれ育ったコミュニティに依存することになる。また、純粹にルールや規則を定めるだけでは個人を倫理的に行動させることはできない。このことは企業の行動にも同様に当てはまることになる。このような前提のもとで考察を進めていく。

III 企業における責任主体

1. 現代企業の責任主体

続いて、企業における責任主体について言及を行う。とりわけ、Suchanek 2015 においては、企業の責任主体として経営者個人に焦点が当てられている。これまでの考察 (岡本文彦 2012, 2013a, 2013b, 2015) において明らかにしたが、現代の巨大企業は複数の人間によって管理されている。そして、その管理の職分は、ヒエラルヒー下位に委譲可能な職分 (Kannaufgabe) と、

14) 様々なレベルで存在する倫理ギャップについては、Bazerman/Tenbrusel 2011 を参照のこと。

委譲することができない職分 (Kernaufgabe: 中核職分) に大別することが可能である (v. Werder 2008 S. 26, 2015 S. 34, 岡本 2013a, 2015)。

そして、ヒエラルヒーの下位に委譲できない職分とは、委譲することで膨大なコストをもたらすような職分である。その膨大なコストには責任、あるいは訴訟により発生する賠償金も包含される場合もある。ズーハネクも、企業の責任とはさらに下の階層 (ヒエラルヒー下位) に委譲できないものであると述べている (Suchanek 2015 S. 320 ff.)。その意味においては、実際の企業では複数人数で管理が行われているが、経済倫理・企業倫理が想定するワンマン経営者像と必ずしも対立するものでないと仮定して検討を進めていく。

2. 企業の外部に対しての責任

企業が外部に対して負っている責任、例えば、株主に対しての責任や債権者に対しての責任、消費者に対しての責任、サプライヤーに対しての責任、(地方) 政府や監督官庁に対しての責任、あるいは企業が立地する地域の住民に対しての責任を経営者が自覚することには、倫理的、あるいは道徳的な意義が見受けられるだろう。

経営学的には企業の最上位の目標が利潤追求であることを踏まえれば、短期・長期の観点から、企業外部の利害関係者との関係を経営陣が意志決定を下して調整していくことが重要となる。したがって、全ての利害関係者を平等に扱うことは、各利害関係者が持つ利害関係¹⁵⁾や利害関心の重みを勘案すれば、反対に不平等になるだろう。またその際に、企業の経営者や経営陣が企業の外部に対する責任を全て負うのかという問題が浮かび上がることになる。しかしながら、企業の経営者に全ての責任を押し付けることには問題がある。

15) 例えば、企業やその工場が立地することによって、その地域に雇用が生まれることになる。雇用が存在すること、とりわけ、正規雇用の場が存在することは、それ(例えば大規模資本による雇用)が地域の諸問題の根本的な解決策でなかったとしても、人間の尊厳を傷つける失業という状態を回避できることを踏まえれば、意義が認められよう。

3. 経営者に責任を押し付けること

以上のような見解に大きな意義が挟まれない前提に立てば、経営者が責任を自覚することや、責任の下に意思決定を行うことに意義があるだろう。また、平田が指摘しているように、経営者の自己統治という考え方も非常に重要であるだろうし（平田 2008）、法律や規制が「天網恢恢疎にして漏らさず」¹⁶⁾ということが必ずしも言えないことは周知の事実である。

しかしながら、企業のステークホルダーが自らの責任を放棄したい、あるいは軽減したいがために経営者のみに責任を押し付ける、あるいは経営者のみが責任を取りうる主体であると考え、唯一の責任主体として認めること、そして、経営者がそのような全ての責任の担い手として自ら独善的に意思決定を、その「責任」を盾に下していくことには大きな問題があることを、ここで指摘しておきたい。

「誰もが責任を取りたくない」、「自分の代わりに誰かに責任を取ってほしい」、とりわけ唯一の責任を負う主体に自己の責任の下で全てを決定してほしいと望むことは、以下のような問題を内包していることを指摘したい。1つはその放棄された「責任」はどこに行くのかという問題である。誰もが責任を取りたくないのであれば一体誰が責任を取るのであろうか。そしてもう1つは、全ての責任を一人の人物が果たすことを許容するか、という問題である。

後者の問題に言及すれば、（これは積極的にではないかもしれないが）G. シャンツ（Schanz, Günter）が Schanz 2014 において批判的に指摘する H. ニックリッシュ（Nicklisch, Heinrich）の「新しいドイツの指導者に持ちうる全てのその力を捧げる（dem Führer des neuen Deutschland all ihre Kräfte zur Verfügung zu stellen.）（Nicklisch 1933 S. 173）」という考え方に通じるものであろう（Schanz 2014 S. 42）。民主主義の制度を通じて、指導者（Führer）という独裁者が生まれた歴史を踏まえれば、無責任さから他人に責任を押し付ける

16) 広辞苑によれば、「天の網は広大で目があらいようだが、悪人はもらさずこれを捉える」、「悪いことをすれば必ず天罰が下る」という意味である。

行為は、まさに「責任」の反対であるといえるだろう¹⁷⁾。そして、このような愚行を企業の経営でも、あるいは経営学でも繰り返してはならない。

以上の点から、経営者のみに責任を押し付ける行為は無責任であると考えますが、では誰が責任を果たすべきなのか、という問題については稿を改めて検討を行う¹⁸⁾。

IV 企業の責任と利益獲得の同一視

続いて、企業の責任という概念について検討を行う。ズーハネクは企業の役割に関する問題がここ四半世紀の間に重要な意義を持つようになってきたことを指摘している (Suchanek 2015 S. 264)。その理由として、ズーハネクはベルリンの壁崩壊以後の中央集権経済システムの瓦解、グローバル化、移動・コミュニケーション費用の低下が、個人の自由と実現可能な協調利益が計り知れないほど拡大したことを挙げている (Suchanek 2015 S. 264)。

以下においては、企業の責任に関するフリードマンの論証を検討するとともに、企業の責任と利益獲得の同一視が可能なのかという問題を考察する。

1. 利益の獲得

まず、企業の責任を考える場合、多くの研究者が参考にするのが Friedman 1970 である。そして、賛否はあるが Friedman 1970 での企業の責任に関する彼の主張には大きな説得力がある。フリードマンによれば、企業の責任は利益の増大以外には何もなく、利潤こそ経営者のパフォーマンスを信じるに足りえる尺度であり、判断を下すための最良の基準である (Friedman 1970)。

ズーハネクもフリードマンの論証には、首尾一貫したコンセプトとしての

17) ドイツにおいて大ヒットし、日本の映画館でも上映されている「帰ってきたヒトラー (現タイトル: Er ist wieder da!)」においても、他人に責任を取ってもらいたいという大衆の意識の危険性について扱われている。

18) ズーハネクはステークホルダーの責任にも言及を行っている。ズーハネクのステークホルダーの責任については、Suchanek 2015 の *Ausblick* を参照のこと。

優位性があると述べている (Suchanek 2015 S. 270)。ズーハネクによれば、彼の論証の背後にはしっかりと練り上げられた経済学理論があり、企業が市場に埋め込まれ、「国家の繁栄」の促進に向けられている制度的構造があらかじめ設定されている (Suchanek 2015 S. 270)。

しかしながら、ズーハネクはフリードマンの論証の欠陥を以下のように指摘している。それは、利益の獲得の方法、つまり例えば環境汚染、汚職、リスクを冒して安全対策にかかる費用を節約すること、あるいは粉飾決算のような中立的な観察者 (Unparteiischer Betrachter)¹⁹⁾ が疑問の余地なく無責任と呼ぶ方法も正当化されることである (Suchanek 2015 S. 270)。

2. 企業の責任と利益獲得の同一視

そして、経営学の観点から考えた場合、市場において活動する企業、とりわけ株式公開会社においては利益を獲得することは必要不可欠である。また、ズーハネクによれば、経済学的に考察される市場経済システムにおいては、企業が利益を実現することが社会の利益にもなるように作られている (Suchanek 2015 S. 271)。以上のように考えた場合には、まさに企業の責任と利益獲得は同一視可能であり、フリードマンが主張するように、企業の責任は利益の獲得以外になにも無いとみなすことができるだろう。

しかしながら、ズーハネクは以下のような理由から両者の同一視は誤りであると主張している。1つが先に述べたような無責任な利益獲得の方法が存在するためである。そして、もう1つが第三者に損害を与える形での利益獲得の方法が存在することである。したがって、ズーハネクは企業における利益獲得は、企業固有の責任の本質的な部分であるが、企業の責任と利益の獲得の同一視は誤りであると結論付けている (Suchanek 2015 S. 271)。

以上の点を考慮したうえで、企業の責任と相反することの無い企業の利益

19) この中立的な観察者は、利害関係を持たない第三者からの視点という意味で使用されている。ズーハネクにおける中立的な観察者の概念については、Suchanek 2015 S. 162 ff. を参照のこと。

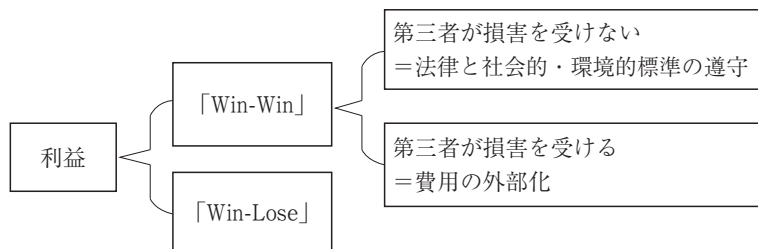
獲得とはどのようなものであるのかについて、考察を行う。

V 企業の倫理的な行動

最後に、企業の利益獲得における倫理的な行動について検討を行う。企業が利益を獲得する際に、どのような行動が倫理的であるのかについては非常に議論が分かれる内容であるが、Suchanek 2015 においては企業と利害関係者との「Win-Win」の関係が重視されている。上述のように、ズーハネクも企業が利益を獲得することは企業が市場という環境の中で生き残るためには不可欠である、と肯定したうえで、その利益の獲得方法について、「Win-Win」と「Win-Lose」に大別している (Suchanek 2015 S. 272)。

後者の「Win-Lose」の関係は多くの人々が容易に想像可能だし、それが問題であることは理解しやすい。しかしながら、後者だけではなく前者の「Win-Win」の関係においても、問題がある事例があることをズーハネクは指摘している (Suchanek 2015 S. 272)。

第1図 企業の利益獲得の方法



出所：Suchanek [2015], S. 272 より引用²⁰⁾。

以下においては、上記の図に依拠して企業の利益獲得における「Win-Win」の2つの方法、第三者に損害を与える「Win-Win」の関係、そして利益と道徳のコンフリクトについて検討を行う。

20) 図の作成に際し、一部を修正して作成。

1. 「Win-Win」の2つの方法

ズーハネクは、企業の利益獲得における「Win-Win」の関係として、以下の例を挙げている。パン屋はパンを焼き、利益を上乘せして客に販売すること、旅行代理店は素晴らしい休暇を提供し、それに対しての手数料をもらうこと、企業は従業員に賃金を支払い、彼らは価値創造に貢献すること、そして投資家は企業にお金を自由に使わせ、それに対しての配当をもらう、などの事例である (Suchanek 2015 S. 272)。

しかしながら、企業の利益獲得が二者間で「Win-Win」であったとしても、倫理的に問題がある場合が存在する。投資家、とりわけ株主と経営者が「Win-Win」の関係にも多くの問題が潜んでいる。株主と経営者の関係を考えてみたい。株主が多くの配当やキャピタルゲインを得て、経営者がインセンティブ、例えばストックオプションなどにより一般的な従業員よりも多くの報酬を得る。まさに、「Win-Win」の関係である。しかしながら、第三者の正当な利害を概して、とりわけ従業員やサプライヤー、発展途上国の労働者を犠牲にして得られた「Win-Win」関係を倫理的な観点からは肯定することはできない。

2. 第三者に損害を与える「Win-Win」の関係

先にも述べたように、ズーハネクは企業の責任と利益獲得を同一視することが危険であることを強調している。その理由は、正当な第三者の利害を傷つけて利益獲得を行う場合が存在するためであり、この点を批判的に検討していることがフリードマンとの最も大きな違いである。

ズーハネクはこのような正当な第三者の利害を傷つけることによって利益獲得²¹⁾を行う事例として、以下のような事例を挙げている。沖合に有害物質を沈めること、あるいはその他の環境汚染、原材料の発掘の邪魔となる原住民の人権の侵害、公認会計士による粉飾決算²²⁾、そして、2008年の金融危機

21) グローバル化が世界や各国の個別の経済主体に与えた負の影響に関しては、Stiglitz [2012] を参照のこと。

で顕在化した費用とリスクの社会化などである (Suchanek 2015 S. 273)。ズーハネクは、これらのケースでは企業は例えば顧客あるいは投資家のようなそれぞれの相手とお互いのメリットのために上手に協調を行っていることが多いことを指摘している (Suchanek 2015 S. 273)。しかしながら、それは第三者を犠牲にして行われる協調であり、その第三者には納税者や将来世代のような間接的にしかそれにかかわらない人たちが多く関係している (Suchanek 2015 S. 273)。

以上のような考え方には、アメリカの政治・倫理学者である J. ロールズ (Rowls, John)²³⁾ の影響が強く伺え、第三者の正当な利害を害することを倫理的な観点から無責任であると断じている (Suchanek 2015 S. 274)。

3. 利益と道徳との間のコンフリクト

最後に、利益と道徳との間のコンフリクトについて議論を行う。ズーハネクは、倫理的な観点からは、「Win-Lose」の場合だけではなく、第三者の正当な利害が損害を受ける場合においても利益の放棄が求められることは明らかであると主張している (Suchanek 2015 S. 274)。そして現実の企業経営では、自分だけのメリットのために自分の行為余地を利用する可能性があまりに多く存在し、尚且つそれは既存の法的枠組みの中で行われることもある、と指摘している (Suchanek 2015 S. 274)。

以上のような問題が生じる際には、ズーハネクは社会的に見て第三者の正当な利害を損なうことなく、お互いのメリットのための社会的な協力の改善に寄与することが、企業の根本的なミッションであると述べている (Suchanek 2015 S. 274)。そして、ズーハネクは社会的に望ましい価値創造こそが

22) とりわけ、経営者と公認会計士との間の関係において、両者の関係が「Win-Win」であったとしても、第三者の正当な利害を害するケースはまさに企業の粉飾決算において明みに出る。経営者が巨額損失を隠すために、会計士あるいは会計事務所と組んで粉飾決算を行う。その際に、会計士や会計事務所は経営者からお金を支払われる。この場合には両者の関係はまさに「Win-Win」である。

23) ロールズの研究については、Rawls 1999 を参照のこと。

これに該当すると主張している (Suchanek 2015 S. 274)。

市場という環境で生き残りをかけて競争を行い、そのような圧力にさらされている企業において、社会的に望ましい価値創造を実現することとは、具体的にはどのようなことであるか。この点を明らかにすることが今後の課題である。

VI まとめ

本稿においては、企業に欠かすことのできない利益獲得と企業の責任の問題を中心に考察を行ってきた。経営学から考えた場合には、企業が利益獲得を目指し、企業のトップマネジメントがそのための方策や戦略を策定し、そして企業のヒエラルヒーに連なる部局や部門(巨大企業においては子会社)の構成員が実行していくことになる。そのため、企業の利益獲得それ自体やそのためのプロセス自体を咎め、そこに企業不祥事や企業の非倫理的な行動の原因を求めることは経営学の役割ではないだろう。

しかしながら、企業の利益獲得が企業の責任に合致するものであるか、あるいは無責任な形態での利益獲得になっていないのかを考えることは、今日の経営学においても非常に重要な問題である。とりわけ、企業の問題ある行為は企業不祥事として社会からの反発を受け、社会に甚大な影響を与えるためである。そして、これまで企業不祥事を起こさせないことを目的としたコーポレート・ガバナンスのアプローチが注目を集めてきた。しかし、コーポレート・ガバナンスのアプローチの多くが、法律や規制などを中心的な手段として構成されているため、法律のみを守ればいいのかという疑問が持ち上がる。また、経営者個人が倫理的に企業経営を行うように努めるとともに、その責任を自覚することも非常に重要であるが、ステークホルダーが「無責任さ」から経営者に全ての責任を委譲したいと考えることには多くの問題が内包されていることについて言及を行った。

その上で、市場という環境下での競争を前提とした経済倫理・企業倫理のズーハネクの研究に依拠して、企業の責任と利益獲得は同一視することが危

険であることを明らかにした。その理由は、第三者に損害を与える形で利益獲得をすることが企業に存在するためである。確かに、企業が市場の中で生き残っていくためには、ライバル他社との競争に打ち勝ち、利益を獲得していくことが必要不可欠である。そして、その際にはステークホルダーとの「Win-Win」の関係を構築することが重要である。しかしながら、例え二者間の関係において「Win-Win」の関係が構築できたとしても、第三者の正当な利害を害する形でそのような関係が維持されたとしても、それは意味がないのである。本稿で言及したように、投資家と企業、消費者と企業、そして労働者と企業の関係において、二者間においてのみ「Win-Win」の関係を構築したとしても第三者の正当な利害を害するような方法であっては、それが法律に抵触する場合もあるし、あるいは次世代にツケを残すだけになりかねない。

そのような企業の無責任な行動が企業不祥事という形で顕在化することは、その企業自身の利益、売上高、ブランド・イメージ、そして社会からの評価に負の影響を与えることになりかねない。このような問題を考える際にも、経済倫理・企業倫理のアプローチは重要な役割を果たすことになる。

最後に今後の検討課題について言及を行いたい。まさに倫理学や規範倫理学の課題と共通するが、現実はどうすれば第三者の正当な利害を害することなく企業が利益獲得を行うことができるのか、即ち、社会的に望ましい価値創造をどのように実現していくのか、という問題を検討する必要がある。そのためには、企業が第三者に損害を与える企業の利益獲得の具体的な状況において、普遍的な道徳的価値や規範と結びつけどのように利益を断念するのか、あるいは、どのような制裁などの手段を用いれば、そのような行動を抑止できるのかについて今後、検討を行う。

(筆者は高松大学経営学部講師)

謝辞：

指導教授の海道ノブチカ先生には、関西学院大学商学部1回生の「商学演習」から商学

研究科博士課程後期課程3年、そして博士論文までの間、常に熱心にご指導をいただきました。

私は海道先生の御高著『ドイツの企業体制—ドイツのコーポレート・ガバナンス—』において、引用されているヘルムート・シュミット元ドイツ首相の言葉「…つまり『公共の福祉こそ最高の掟』である。エゴイズムが最高の掟であってはならない」という考え方を踏まえた上での、海道先生の講義「経営学史」やゼミにおいて、アメリカ型のモデルだけがすべてではないという教えに感動し、2年生の終わりに3年生からの海道先生のゼミナールに入ることを希望しました。ゼミの志望理由書には、組織構造の問題や不祥事等を誘発する組織の欠陥の問題を考える際にも、このような考え方が重要であると感じ、ゼミナールではドイツ型の企業モデルや経営学（経営経済学）、社会的市場経済の考え方を踏まえた企業統治やコーポレート・ガバナンス（企業体制）を勉強したいと書いて、ゼミの面接に臨んだことを昨日のように思い出します。本稿で取り扱った「企業の責任」、そして企業に欠かすことのできない利益獲得における責任ある方法というテーマも、大学生のゼミの時から一度考えてみたいテーマでした。

長きにわたりご指導いただいた海道先生には、心より感謝申し上げます。

引用文献一覧

欧文参考文献：

1. Bazerman, Max H. and Tehbrunsel, Ann E (2011), “*Blind Spots Why We Fail to Do What's Right and What to Do about It*”, Princeton University Press. (バイザーマン M.H. / テンブランセル A.E. 著 池村千秋訳 谷本寛治解説 (2013)、『倫理の死角 なぜ人と企業は判断を誤るのか』NTT 出版)
2. Friedman, Milton (1970), “The Social Responsibility of Business is to Increase Its Profits.” in: “*The New York Times Magazine*”, pp. 122-126.
3. Gerum, Elmar (2007), “*Der deutsche Corporate Governance-System: Eine empirische Untersuchung*”, Stuttgart.
4. Kant, Immanuel (1984), “*Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*”. Stuttgart (カント I. 著 宇都宮芳明訳 (2004)、『道徳形而上学の基礎づけ』 [新装版] 以文社).
5. Nicklisch, Heinrich (1933), “Die Betriebswirtschaftslehre im nationalsozialistischen Staat”, in: *Die Betriebswirtschaft* (26), S. 173-177.
6. Rawls, John (1999), “*A Theory of Justice*”. Revised edition, Harvard University Press. (ロールズ J. 著 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳 (2010)、『正義論』改訂版 紀伊国屋書店).
7. Sandel, Michael J. (2009), “*Justice What's the Right Thing to Do?*” Penguin. (サンデル M. 著 鬼澤忍訳 (2010)、『これからの「正義」の話をしよう いまを生き延びるための哲学』早川出版).
8. Schanz, Günter (2014), “*Eine kurze Geschichte der Betriebswirtschaftslehre*”, Konstanz und München.

9. Stiglitz, Joseph E. (2012), *The Price of Inequality: How Today's Divided Society Endangers Our Future*, W. W. Norton & Company. (.ステイグリッツ J.E 著 楡井浩一・峯村利哉 訳 (2012)、『世界の99%を貧困にする経済』徳間書店).
10. Suchanek, Andreas (2015), “*Unternehmensethik: In Vertrauen investieren*”, Tübingen.
11. v. Werder, Axel (Hrsg.) (2000), “*German Code of Corporate Governance (GCCG): Konzeption, Inhalt und Anwendung von Standards der Unternehmensführung*”, Stuttgart.
12. v. Werder, A. (2008), “*Führungsorganisation: Grundlagen der Corporate Governance, Spitzen- und Leitungsorganisation*”, 2 Aufl. Wiesbaden.
13. v. Werder, A. (2015), “*Führungsorganisation: Grundlagen der Corporate Governance, Spitzen- und Leitungsorganisation*”, 3 Aufl. Wiesbaden.

邦文参考文献：

1. 岡本丈彦 (2012)、「v. ヴェルダールの企業構造論—法的な上位組織 (Spitzenorganisation) の分析を中心として—」『関西学院商学研究』第66号、27-45頁。
2. 岡本丈彦 (2013a)、「v. ヴェルダールの組織構造論—トップマネジメントの組織 (Leitungsorganisation) の分析を中心として—」『関西学院大学産研究論集』第40号、関西学院大学産業研究所 87-97頁。
3. 岡本丈彦 (2013b)、「v. ヴェルダールの管理組織論—組織理論的な観点と法的な観点からの考察—」経営学史学会編『経営学の貢献と反省—二十一世紀を見据えて—』〔経営学史学会年報 第20輯〕文眞堂 126-137頁。
4. 岡本丈彦 (2015)、「現代企業の管理組織研究—v. ヴェルダールの管理組織論を中心として—」関西学院大学博士論文。
5. 岡本人志 (2011)、『企業行動とモラル』文眞堂。
6. 海道ノブチカ (2005)、『ドイツの企業体制—ドイツのコルポレート・ガバナンス—』森山書店。
7. 海道ノブチカ (2013)、『ドイツのコルポレート・ガバナンス』中央経済社。
8. 谷本寛治 (2004)、『CSR 経営 企業の社会的責任とステークホルダー』中央経済社。
9. 谷本寛治 (2013)、『責任ある競争力—CSR を問い直す』NTT 出版。
10. 平田光弘 (2008)、『経営者自己統治論 社会に信頼される企業の形成』中央経済社。
11. 万仲脩一 (2009)、『企業倫理学の構想』ふくろう出版。
12. 宮坂純一 (2008)、「現代企業とステイクホルダー・マネジメント—何故に企業不祥事は絶えないのか?—」片岡信之・海道ノブチカ編著『現代企業の新天地—企業と社会の相利共生を求めて—』千倉書房。
13. 宮坂純一 (2009)、『道徳的主体としての現代企業—何故に、企業不祥事が繰り返されるのか—』晃洋書房。